

表 6 予備の羅盆の搭載範囲

船 種			150t	500t ~
SOLAS条約	国際	旅客船		
		貨物船		
		漁船		
	非国際	旅客船		
		貨物船		
		漁船		
船舶設備規定	国際	旅客船	(注1)	(注2)
		貨物船		(注2)
		漁船		(注2)
	非国際 (注3)	旅客船	(注1)	(注2)
		貨物船	(注1)	(注2)
		漁船	(注1)	(注2)

■ : 搭載範囲

□ : SOLAS条約で主管庁により緩和可能な範囲(主管庁裁量)

(注1) : ジャイロコンパス、THD又は互換性のある羅盆を備えた方位測定コンパス装置を備えている場合は省略可能。ただし、総トン数150トン以上の船舶であって遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(限定近海船を除く。)(注2によること。)[代替手段]

(注2) : 搭載義務として要求される以外のジャイロコンパス又は船首方位伝達装置であって、非常電源から給電できるものを搭載している場合は省略可能 [代替手段](MSC.1/Circ.1224どおり)

(注3) : 平水区域を航行区域とする船舶を除く。

表 7 方位測定装置(方位盤又はコンパス方位測定具)の搭載範囲

船 種			150t	200t	500t ~
SOLAS条約	国際	旅客船			
		貨物船			
		漁船			
	非国際	旅客船			
		貨物船			
		漁船			
船舶設備規定	国際	旅客船	(注1)/(注3)		
		貨物船	(注1)/(注2)/(注3)		
		漁船	(注1)/(注2)/(注3)		
	非国際 (注4)	旅客船	(注1)/(注2)/(注3)	(注1)/(注2)	
		貨物船	(注1)/(注2)/(注3)	(注1)/(注2)	
		漁船	(注1)/(注2)/(注3)	(注1)/(注2)	

■ : 搭載範囲

□ : SOLAS条約で主管庁により緩和可能な範囲(主管庁裁量)

(注1) : ジャイロコンパスレピータを備えている場合は省略可能 [代替手段]

(注2) : THDレピータを備えている場合は省略可能 [代替手段]

(注3) : 沿海区域を航行区域とする総トン数200トン未満(国際航海に従事する船舶にあっては150トン未満)の船舶に概ね船の前方180°の物標方位測定な磁気コンパスを備えている場合は省略可能[搭載免除]漁船以外は沿海区域を航行区域とする船舶に限る。)

(注4) : 平水区域を航行区域とする船舶を除く。

41. 安全設備規則及び関連検査要領における改正点の解説 (SOLAS 第Ⅲ章改正)

1. はじめに

2008年2月27日付一部改正により改正されている安全設備規則及び同検査要領中、SOLAS 第Ⅲ章改正に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2008年7月1日から適用されている。(ただし、安全設備規則及び関連検査要領3編に関してはそれ以前に起工又は同等段階にある船舶については、この改正内容を適用する必要はない。)

2. 改正の背景

2006年末に開催されたIMO第82回海上安全委員会(MSC82)において、SOLAS条約第Ⅲ章の一部改正が決議MSC.216(82)として採択され、2008年7月1日から発効されることとなった。

また、平成18年6月18日付 国土交通省発行の国海査96号の2に示される船舶検査の方法B編2.7.12では、MSC/Circ.1093に置き換わるものとしてMSC.1/Circ.1206が参照された。

このため、決議MSC.216(82)及びMSC.1/Circ.1206に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

- (1) 安全設備規則2編1.4.1-4.(1)～(5)
保守整備の対象機器等を明記した。(1)については、国土交通省船舶検査の方法B編2.7.12、(2)から(5)については、SOLAS III/20.11の規定を取り入れた。
- (2) 安全設備規則2編1.4.3
SOLAS III/20.4の規定を取り入れた。
- (3) 安全設備規則2編3.2.1 表3.1
表3.1最下段の「救命艇並びに救命艇の進水装置及び負荷離脱装置の保守整備が終了したことを証明する書類」の規定については、2編3.2.4-5.に移項した。
- (4) 安全設備規則2編3.2.3 表3.3
SOLAS III/20.11.1～3の規定を取り入れた。救命艇の模擬進水については、MSC.1/Circ.1206を参考に取り入れた。
- (5) 安全設備規則2編3.2.3
SOLAS III/20.11.2及び20.11.3の規定を取り入れ、効力試験については整備事業者の立会いを要求した。
- (6) 安全設備規則2編3.2.4-4.～-6.
年次検査の際に整備事業者により整備が行われ、検査員が整備記録の確認を行う旨、規定した。-6.については、検査基準日の前後3ヶ月以内に整備事業者により整備が行われた場合は、年次検査時に整備記録の確認をすることで差し支えない旨、規定した。

- (7) 安全設備規則2編5.1.3-2.及び-3.
SOLAS III/20.11の規定を取り入れた。
- (8) 安全設備規則2編5.1.4-2.
旧3.2.4の規定を移項した。開放点検については、SOLAS III/20.11.2及び20.11.3の規定を取り入れた。
- (9) 安全設備規則3編
安全設備規則3編における改正規則とSOLAS条約の条文番号との対応を下表に纏める。

安全設備規則 3 編	SOLAS 条約
2.1.3-2.(1)及び(2)	III/32.3.2 及び 32.3.3
2.5.1-7.	III/11.7
2.8.1(1)	III/14.1
2.15.1-1.(2)	III/31.1.1.2
2.15.1-3.(2)	III/31.1.3.2
2.15.1-3.(4)	III/31.1.3.4
2.15.2	III/31.2
2.16.3-3.	III/6.4.3

- (10) 安全設備規則検査要領2編1.4.1
国土交通省国海査96号の2に合わせた。
- (11) 安全設備規則検査要領2編3.2.3
-1.については、国土交通省船舶検査の方法に合わせた。-2.については、整備の一環として、効力試験が実施される場合は、試験記録の確認に留めてよい旨、規定した。
- (12) 安全設備規則検査要領2編3.2.4-2.
国土交通省船舶検査の方法に合わせた。
- (13) 安全設備規則検査要領3編2.13.1
SOLAS III/35.5の規定を取り入れた。

42. 安全設備規則及び関連検査要領における改正点の解説 (LSAコード改正)

1. はじめに

2008年2月27日付一部改正により改正されている安全設備規則及び同検査要領中、LSAコード改正に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2008年7月1日から適用されている。(ただし、それ以前に起工又は同等段階にある船舶については、この改正内容を適用する必要はない。)

2. 改正の背景

2006年末に開催されたIMO第82回海上安全委員会(MSC82)において、SOLAS条約第III章の一部改正が決議MSC.218(82)として採択され、2008年7月1日から発効されることとなった。

このため、決議MSC.218(82)に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

- (1) 安全設備規則3編における改正規則とLSAコードの条文番号との対応を下表に纏める。

安全設備規則 3 編	LSA コード
1.1.2(24) (削除)	1.1.8
3.1.1-1.(10) (原文通りに修正)	1.2
3.4.1-2.(1)	2.3.1.1
3.10.2-2.	4.1.2.2
3.10.3-3.及び-4.	4.1.3.3 及び 4.1.3.4
3.10.5-1.(18)	4.1.5.1.18
3.10.5-1.(19)	4.1.5.1.19